

### 第34回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月7日（金）午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 14名
  - 2番 山 寄 和 雄
  - 3番 栗 原 寛 光
  - 4番 陸 野 光 男
  - 5番 小 泉 勝 彦
  - 6番 石 川 和 利
  - 7番 石 渡 正 明
  - 8番 関 巖
  - 9番 渡 邊 美代子
  - 10番 田 中 幸 一
  - 11番 切 替 一 弥
  - 12番 渡 辺 義 一
  - 13番 注連野 千佳代
  - 14番 時 田 善 夫
  - 15番 中 山 明
- 5 欠席委員 1名
  - 1番 小 倉 哲 也
- 6 出席事務局職員 4名
  - 斉藤事務局長
  - 鈴木主幹
  - 山田主査
  - 高橋副主査

◎開 会

令和4年1月7日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。

○議長（小泉勝彦君） それでは、皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。また、本年もよろしく願いいたします。

先ほど局長のほうからもお話ありましたけれども、おかげさまをもちまして、牛乳の廃棄5,000トンを用意しておりましたけれども、何とか乗り越えられそうだというニュースが今日の新聞にも載っておりました、農業新聞ですね、皆様のご協力に改めて御礼を申し上げるところです。そんな中、新型コロナ、感染者がまた増えてきて予断を許さないような状況になっております。皆さんもせいぜい気をつけて、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、本日も議事、大変予定ありますので、よろしくお願いを申し上げまして挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ただいまより第34回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。1番、小倉哲也委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

12番、渡辺義一委員、13番、注連野千佳代委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和3年12月16日付で申請書の提出がありました。申請内容は、市外在住の個人が、市外在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、遠隔地に居住しており、耕作地の維持が困難なため売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近く、耕作上便利であることから売却の申出を受けるとのことです。

次に、総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、蔵波字新堰上及び字鎌倉街道です。

次のページの現地写真を御覧ください。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

次のページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書ですが、本案件の譲受人は市外に居住していますが、市内の親族世帯と一体で農業経営を行っていることから、許可基準については、親族世帯と併せて判断することとなります。次のページに住民票の写しを添付しております。

3ページに戻っていただいて、農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はございません。

農機具等については、耕耘機、トラクター、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で700日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が74アールであるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、地区担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、田中幸一委員。

○10番（田中幸一君） 10番、田中です。12月27日10時頃に、事務局、山田さんと現地確認を行いました。現地は畑できれいに耕作されておりました。耕作面積などの詳細については、事務局からの説明のとおりです。譲受人は、以前から畑を借りて耕作しているとのこと。農地の取得に問題はないと思われ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号については、委員本人に関わる案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

○番、〇〇〇〇委員。

〔○番 〇〇〇〇委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第2号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が農地1筆1,947平方メートルのうち814平方メートルを乾燥施設に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、令和3年12月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料5ページの位置図を御覧ください。申請地は、吉野田保育所の南側約380メートルの場所であり、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

次のページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画について、砕石敷きならしの上、土地利用計画図のとおり、乾燥施設を建築する計画となっております。

排水関係につきましては、汚水・雑排水は発生せず、雨水は自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金及び農業協同組合からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料7ページに建物平面図、次のページに建物立面図、次のページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告をいただくところでありますが、担当地区委員の小倉哲也委員が本日欠席のため、私が代読をさせていただきます。

議案第2号、整理番号1、下宮田地区における水稻乾燥施設への農地転用について、令和3年12月28日午前10時より、事務局の高橋職員帯同の下、現地確認を実施しました。

当該農地の周囲は山林と水田となっており、最近までシイタケ栽培用ビニールハウスがあった農地であり、周辺には人家もなく、水稻の乾燥施設建設に当たっては周辺への影響はないものと考えられます。また、先ほど事務局より説明がありましたが、申請者は、地域でも唯一の担い手として、農地中間管理事業により農地集積を図るとともに、遊休農地の解消にも積極的に取り組み規模拡大を図っているところであり、現在の乾燥施設が手狭になっていることから、施設移転と合わせて乾燥許容量が大きい乾燥機を設置する計画もあることから、本案件については問題はないと判断しましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。意見者、委員番号1、小倉哲也、代読であります。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論がないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可相当と決定いたします。

〔○番 〇〇〇〇委員着席〕

#### ◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市内法人が市内在住の個人から農地1筆を買い取り、共同住宅用地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件につきましては、令和3年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約500メートルの場所であり、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料11ページの土地利用計画図を御覧ください。二階建ての共同住宅1棟16室を土地利用計画図のとおり建築する計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置の上、計画地西側の既存水路に接続し、雨水については雨水浸透施設を設置し、オーバーフローした雨水は、計画地西側の既存水路に排水します。

所要資金については、金融機関から借入金により賄う計画となっております。

総会資料12ページから14ページに建物平面図、15ページに建物立面図を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

総会資料16ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告ですが、私が担当委員となりますので、この場より説明をさせていただきます。

昨年12月27日の10時から高橋君と2人で現場を見てまいりました。土地の所在、権利関係等は、事務局の説明のとおりでございます。16ページの写真見ても分かる通り、もう田んぼはこれ埋め立てられておまして、付近には水田等もうございません。よって何ら問題はないと思われまので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号、整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の土地所有者から農地1筆、297平方メートルを買い取り、駐車場用地として転用しようとする案件です。

なお、本件については、令和3年12月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料の17ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅の東側約220メートルに位置する農地のため、第3種農地と判断されます。

次のページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画については、砕石を敷いた上、土地利用計画図のとおり車両を配置する計画となっております。

排水関係については、汚水・雑排水は発生せず、雨水については自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料19ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。12月27日午後1時半より、事務局の高橋さんと現地確認のほうしてまいりました。現地のほうは写真で見ても分かるとおりに、地目は田となっておりますが、大分前に埋め立てられたような状況になって、長い間、耕作等されていなかったようです。写真に写っていない反対側のほうには建物が建っておりまして、もう片方は施設に面して、この奥の駐車場もこの施設の駐車場になっていました。この土地自体は、農地としてはもう使うことはないと思います。駐車場に転用することは問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしく願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。19ページに写っているこの建物は、この、○○○○○○○○○  
○なのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 事務局、高橋です。○○○○○○○○○○は幾つか施設を運営しておりまして、写真に写っている施設は、○○○○が運営する○○○○○○○○○○になります。

以上です。

○15番（中山 明君） ○○○○と○○○○。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第4号の令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものでございます。

それでは、議案第4号の5ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が3件で、全て通常の利用権設定となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で67.24アール、6,724平方メートルとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから4ページに記載のとおりとなっております。

次に、8ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は7.31アール、731平方メートルとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の6ページから7ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和3年度第1次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和3年度第1次農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

本案件においては、委員本人に関わる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

○番、〇〇〇〇委員。

〔○番 〇〇〇〇委員退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第5号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第5号、農用地利用配分計画（案）の承認について。

それでは、議案第5号 令和3年度第1次農用地利用配分計画（案）について、ご説明申し上げます。本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものでございます。今回は、個別案件の配分計画（案）が3件となっております。

2ページを御覧ください。農地の借受者は、市内の個人です。借り受ける農地は、上宮田地先2筆となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、配分計画（案）の3、4ページのとおりとなっております。

14ページは、借受者の農業経営状況の情報となっております。

それでは、5ページにお戻りください。農地の借受者は、市内の個人です。借り受ける農地は、下宮田地先1筆となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、配分計画（案）

の6、7ページのとおりとなっております。

15ページは、借受者の農業経営状況の情報となっております。

次に、8ページ及び11ページを御覧ください。農地の借受者は、市内の個人です。借り受ける農地は、下宮田地先1筆、上宮田地先5筆となっております。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、配分計画（案）の9、10ページ及び12、13ページのとおりとなっております。

16ページは、借受者の農業経営状況の情報となっております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〔○番 ○○○○委員着席〕

#### ◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 協議報告書第1号について、ご報告いたします。

議案4ページから7ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は令和3年11月1日から11月30日までで、8件でございます。

報告は以上でございます。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第34回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時30分 閉会